

スマート農業技術活用促進税制の創設②（登録免許税の軽減）

- 国が定める**重点開発目標**に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した**農業機械等**や**スマート農業技術活用サービスの供給**を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に**恒常的なコストとして生じる登録免許税を軽減**※（令和9年3月末まで）。

※計画の認定を受けてから1年以内に行う登記に限ります。

	会社の設立	出資の受入れ	会社の合併	会社の分割
軽減税率	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.7%→0.35%（ 0.35%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→1.6%（ 0.4%軽減 ）	0.15%→0.1%（ 0.05%軽減 ） ※存続会社の資本金が増加する場合、消滅会社の資本金を超える金額分は0.7%→0.35%（0.35%軽減） 不動産の所有権の移転 0.4%→0.2%（ 0.2%軽減 ）	0.7%→0.5%（ 0.2%軽減 ） 不動産の所有権の移転 2.0%→0.4%（ 1.6%軽減 ）
想定ケース（例）・特例の効果	スマート農業技術等を開発する 会社の設立 株式会社A ■ 設立時資本金：1,000万円 ■ 主な事業内容： 自動収穫ロボットの開発 資本金1,000万円の新会社を設立 資本金1,000万円×0.35% = 3.5万円 ※特例がない場合の登録免許税の最低額は15万円（株式会社の場合） 15万円 - 3.5万円 = 11.5万円 軽減額：11.5万円	更なるスマート農業技術等の 実用化のための資金調達 株式会社B ■ 事業内容： 茶のロボット摘採機の開発 5億円の資金調達（増資）を実施 増資額 5 億円×0.35% = 175万円 軽減額：175万円 開発機械の量産化のための製造施設の 現物出資を受ける 製造施設評価額5億円 × 0.4% = 200万円 軽減額：200万円	新たなスマート農業技術等の開発に 必要な知見を有する企業との合併 株式会社C（存続会社） ■ 大手農業メーカーとの差別化を図りたい 中小農業メーカー ■ 資本金：1億円  吸収合併し、散布ロボットに 合わせた農業の開発・登録 株式会社D（消滅会社） ・高機能農業散布ロボット開発メーカー ・資本金：5,000万 ・所有権移転不動産：5億円（評価額） 吸収合併により資本金1.5億円の 新会社を設立 資本金増加額5,000万円×0.05% = 2.5万円 取得不動産 5 億円×0.2% = 100万円 軽減額：102.5万円	開発したスマート農業機械を用いた サービス事業展開のための分割 新会社：株式会社E ■ 資本金：5,000万円 ■ 事業内容： 株式会社Fが開発した自律走行型農作業ロボットによる農業散布作業の受託  分割し、農業散布作業受託 を行う新会社を設立 株式会社F ・資本金：1億円 ・事業内容：農作業ロボット・IoTデバイスの研究開発 等 分割により資本金5,000万円の新会社 を設立 資本金5,000万円×0.2% = 10万円 軽減額：10万円

スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）【法第12条、第18条】

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、長期・低利の制度資金を創設

- 国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
- 据置期間を5年以内とし事業者の**初期償還負担を軽減**。また、貸付金の使途に**長期運転資金も設定**

資金の概要

1. 貸付対象者

- (1) 認定生産方式革新事業者
(農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者※1、食品等事業者※1)
- (2) 認定開発供給事業者
(農機メーカー※1、スマート農業技術活用サービス事業者等※1)

2. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

3. 据置期間

5年以内

4. 貸付金利

借入期間に応じて0.70%～1.45%（令和6年1月1日現在）

5. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

6. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※2を行うために必要な資金であって次に掲げるもの。

- (1) 機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- (2) 長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※1 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。

※2 研究開発は対象外

資金の活用イメージ（例）

<農業者等>

- ・スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
- ・機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>

- ・農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
- ・環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>

- ・鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
- ・加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>

- ・スマート農機を量産するための製造ラインの整備
- ・産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）



鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車



ドローン講習・研修の実施

認定を受けた生産方式革新実施計画に対する支援措置（その他の措置）

- 税制・融資に加えて、野菜生産出荷安定法、航空法、農地法の特例を措置し、計画認定者を集中支援

スマート農業技術を活用した契約取引による産地リレー出荷体制の構築【法第11条】

野菜法の特例

認定を受けた計画に従って、実需者に指定野菜の供給量を約する等の契約に基づき、複数の産地の農業者等が連携して指定野菜の供給を行う場合※、天候その他やむを得ない事由により生じる不足数量を市場等から調達した際に（独）農畜産業振興機構が交付金を交付することができる。

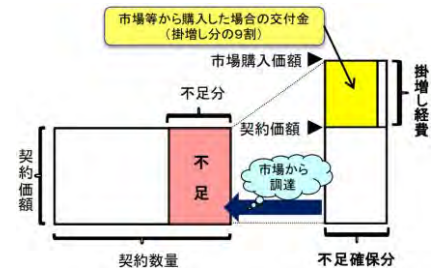
➡ 指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能

※ 産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合

産地リレー体制のイメージ（キャベツの例）



契約指定野菜安定供給事業のイメージ（数量確保タイプ）



スマート農業技術の活用に伴う行政手続の簡素化【法第9条、第10条】

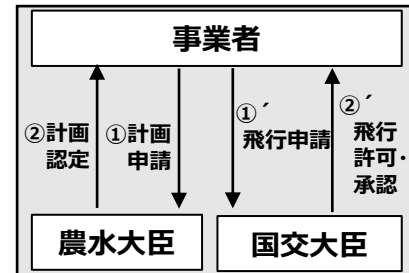
航空法の特例

計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）による農薬散布や作物の生育状況のセンシング等を行う場合、航空法の許可又は承認があったものとみなす。

【農薬散布を行うドローン】

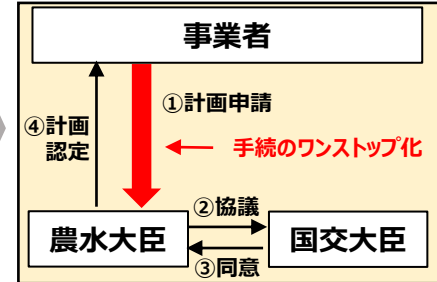


（手続一元化前）



* 許可・承認が必要となる飛行に該当する場合

本法律での措置（手続一元化後）



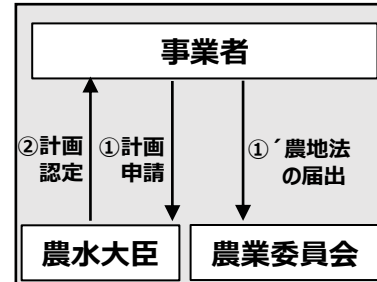
農地法の特例

計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、農作物栽培高度化施設※の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合、農地法に基づく農業委員会への届出があったものとみなす。

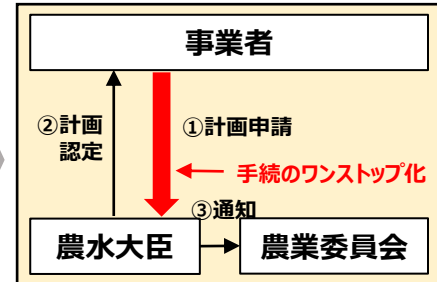
【環境制御システムの導入】



（手続一元化前）



本法律での措置（手続一元化後）



※農作物の栽培の用に供する施設であつて農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの（農地法第43条第2項）

認定を受けた開発供給実施計画に対する支援措置（農研機構の研究開発設備等の供用等）【法第17条】

- 農研機構に期待される多岐に渡る政策ニーズがある中で、多種多様な品目に係るスマート農業技術等の研究開発を進めるには、農機メーカー、公設試、異分野の知見を有するスタートアップなどによる研究開発の促進も重要。
- こうした事業者からは、研究開発に当たり、農研機構のほ場や希少な研究開発設備等の活用や技術的助言へのニーズがあるが、現行の農研機構法では、事業者による独自研究に係る設備等の供用はできない。

▶ **開発供給実施計画の認定を受けた取組に係る特別の措置**として、農研機構の業務に支障がない範囲内で農研機構が保有する研究開発設備等の供用等業務を行えることとし、**農研機構を中心とした産学官連携を強化**（農研機構法の改正）

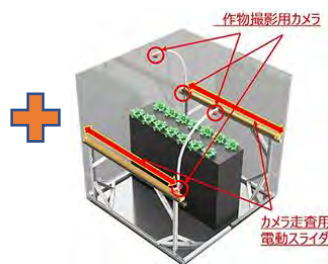
農研機構が保有するほ場、研究施設・設備等の供用イメージ（例）



ロボット農機の走行試験
を行えるほ場やロボット農機



大量の画像学習等、大量データを高速で処理・分析する
AI研究用スーパーコンピュータ「紫峰」



様々な環境条件を実現し、作物の反応
を計測する「ロボティクス人工気象室」



作物の収量、肥料応答性等の様々な形質を
自動計測する「作物フェノタイピング施設」

認定を受けた開発供給実施計画に対する支援措置（その他の措置）

- 税制・融資に加えて、種苗法、農業競争力強化支援法、航空法の特例を措置し、計画認定者を集中支援

スマート農業技術に適合した新品種の開発の促進【法第16条】

種苗法の特例

認定を受けた計画に従って行われる開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の出願料・登録料（1～6年目）について減免することができることとする。



ロボットアーム等機械のアクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

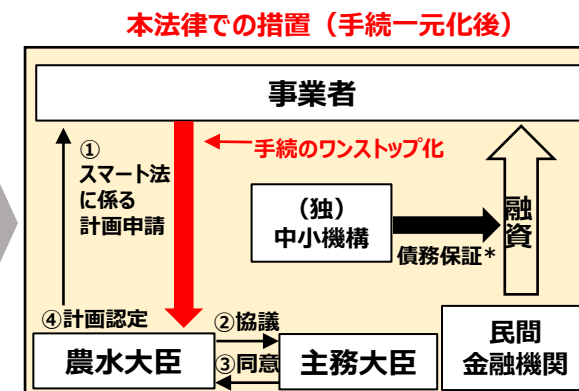
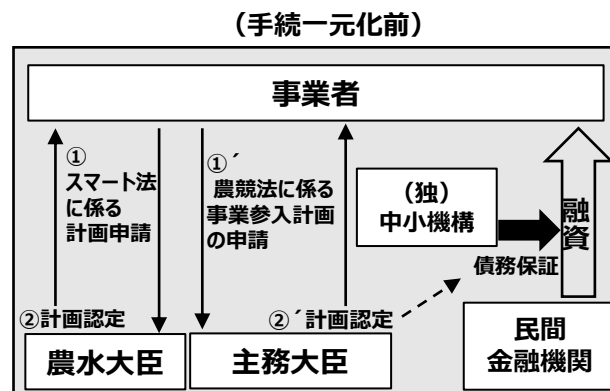
中小機構の債務保証【法第19条】

農業競争力強化支援法の特例

認定を受けた計画が、農業競争力強化支援法に規定する事業参入※の認定要件も満たす場合、中小機構による債務保証（当該計画を行う事業者が発行する社債及び借入れに対する保証）を受けられることとする。

保証割合：借入の元本の50%
保証限度額：25億円/1認定計画

- ※良質かつ低廉な農業資材の供給等に資することを目的として、以下の対象事業を新たに行うことをいう。
- ① 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）
 - ② 農業用ソフトウェア作成事業
 - ③ 農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進（①に係るものを除く。）に資する事業
 - ④ 種苗の生産卸売事業



* 認定を受けた事業者を農業競争力強化支援法の事業参入計画の認定を受けたものとみなして規定を適用

スマート農業技術の活用に伴う行政手続の簡素化【法第15条】

航空法の特例

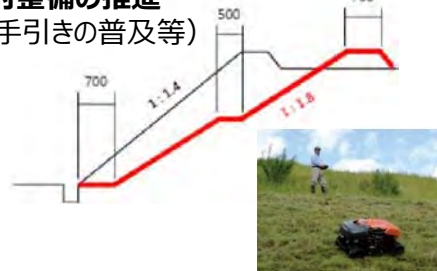
無人航空機に係る飛行の許可・承認のみなし（P15と同様の措置）

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備

■スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進 (自動走行農機等に対応した農地整備の手引きの普及等)



ターン農道の整備



中山間地域等での緩傾斜化

スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

■GNSS基地局やLPWAの導入推進



RTK-GNSS基地局の導入



農村における情報通信環境整備のイメージ

スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

■農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者等による伴走支援の実施



スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け研修会の開催

スマートサポートチーム

民間企業 (農機メーカー等)	営農指導員 (JA)
研究者	普及指導員等



スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

■スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等への情報提供 (農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等)



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

■知的財産制度に関する助言・情報提供等 (農業分野における営業秘密の保護ガイドラインの普及等)

(スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・スマート農機等で取得した作業データ等
- ・センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・病害虫の発生状況や登熟具合の画像データ等

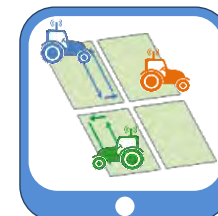
知財マネジメントに関する相談



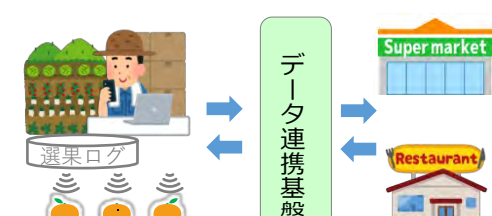
農業分野の技術・ノウハウ等を営業秘密として保護

その他の必要な措置

■スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携

参 考

主なスマート農業関係予算（R5年度補正予算・R6年度予算）

1 スマート農業技術の開発、スタートアップへの総合的支援

①スマート農業総合推進対策

【令和6年度予算概算決定額 1,212百万円】

スマート農業の社会実装を加速するため、必要な技術開発・実証やスマート農業普及のための環境整備等を総合的に推進。

②農林水産研究の推進

【令和6年度予算概算決定額 1,804百万円】

品種開発の加速化、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応した研究開発等を推進。

③農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化

【令和6年度予算概算決定額 1,110百万円】

【令和5年度補正予算額 570百万円】

農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等の整備を実施。

④スタートアップへの総合的支援

【令和6年度予算概算決定額 270百万円】

【令和5年度補正予算額 400百万円】

サービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップを支援するとともに、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関するスキルアップを支援。

⑤スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト

【令和5年度補正予算額 3,000百万円】

スマート農業技術の開発・改良と、社会実装に向けた実証を実施。併せて、実証成果を全国各地の生産者・産地に横展開する取組を推進。

⑥食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト

【令和5年度補正予算額 500百万円】

人手を多く必要とし生産性の向上が求められている品目について、生育・栽培特性をスマート技術向けに改良した品種を開発し、高い生産性と環境負荷低減の両立を推進。

⑦農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

スマート農林水産業等の機械・ソフトウェア関係の事業者に対する投資を行う投資主体を支援。

2 スマート農機の導入等

①みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和6年度予算概算決定額 650百万円の内数】

みどりの食料システム戦略の実現のため、各産地に適した環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた技術の検証と、それに必要なスマート農業機械等の導入を支援。

助成対象：農業用機械等、補助率：定額、1/2以内

②農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086百万円の内数】

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象：農業用機械・施設、補助率：3/10以内

③強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）

【令和6年度予算概算決定額 12,052百万円の内数】

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械のリース導入・取得を支援。

助成対象：農業用機械、補助率：1/2以内

④農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

農業支援サービス事業体の育成や他産地への展開、スマート農業機械の導入等を支援。

助成対象：農業用機械等、補助率：1/2以内、定額

⑤産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）

【令和5年度補正予算額 31,000百万円の内数】

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業用機械の導入等を支援。

助成対象：農業用機械、補助率：1/2以内

⑥担い手確保・経営強化支援対策

【令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数】

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象：農業用機械・施設、補助率：1/2以内

主なスマート農業関係予算（R5年度補正予算・R6年度予算）

3 基盤整備・通信環境整備

①スマート農業に適した農業農村整備の推進

【令和6年度予算概算決定額 446,250百万円の内数】

【令和5年度補正予算額 177,700百万円の内数】

自動走行農機等の導入に適した農地の大区画化等の基盤整備やGNSS（衛星測位システム）基地局の設置、ICT水管理施設等の整備、情報化施工により得られる3次元座標データの自動走行農機等への活用に係る調査を実施・支援。

②農業農村の情報通信環境の整備

【令和6年度予算概算決定額

（農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策）8,389百万円の内数】

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援。

4 技術対応力・人材創出の強化

①データ駆動型農業の実践・展開支援事業

【令和6年度予算概算決定額 193百万円】

〔データ駆動型農業の実践体制づくり、ノウハウの整理等の取組を支援。〕

②新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124百万円の内数】

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

【令和5年度補正予算額 3,500百万円の内数】

〔農業大学校、農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入や施設整備、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化、スマート農業の実践農業者等における現場実習や出前授業の実施を支援。〕

③スマート農業の総合推進対策のうちスマート農業教育推進

【令和6年度予算概算決定額 38百万円】

〔農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を支援。〕

④新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124百万円の内数】

〔現役農業者がスマート農業技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援。〕

スマート農業実証プロジェクトの展開①

- スマート農業の普及状況や時々の政策課題に合わせて実証プロジェクトは常に進化（これまで**全国217地区**において実証を実施）。
- 実証成果は各地区のアウトリーチ活動や農研機構による成果報告、実証参加者による生の声の動画配信などにより随時発信。

